

山口県報

令和3年
2月5日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
 - 保安林予定森林 (森林整備課) 六
 - 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項 (水産振興課) 七
 - 漁船損害補償法第百二十二条第一項の加入区として指定された告示の一部改正 (水産振興課) 八
 - 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正 (会計課) 九
 - 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等 (会計課) 一〇
 - 県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等 (物品管理課) 一〇
- 公告
 - 甲種漁港施設に係る指定管理者の指定 (漁港漁場整備課) 一一
 - 公共測量の実施 (監理課) 一一
 - 公共測量の実施の終了 (監理課) 一一
 - 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一二
 - 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一二
 - 周南都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一二
 - 一般競争入札の実施 (都市計画課) 一二
 - 人委規則 一三
 - 職員員の任用に関する規則の一部を改正する規則 一四
 - 公安委公告 一四
 - 一般競争入札の実施 一四

山口県告示第四十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年二月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東洋鋼鈹株式会社
住 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東洋鋼鈹株式会社下松事業所
所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始
六五	七、〇〇〇 (m ³ /月)	令和三、一 年月日	令和三、一 年月日	令和三、一 年月日
六六	二〇〇 (t/日)	令和三、一 年月日	令和四、三 年月日	令和四、一 年月日
備考	四、〇〇〇 (m ³ /月)	令和三、一 年月日	令和三、三〇 年月日	令和三、一 年月日

備考 「六五」及び「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号の電気めっき施設をいう。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数) 通常 最大	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常 最大	
〃	〃	七・五	〃	〃	一、〇〇〇
〃	八〃七	九〃五	〃	〃	〇
〃	一	二二	〃	〃	五六、七五四
〃	二	一八	〃	〃	六七、五二七
〃	二	一〇	〃	〃	〃
〃	五	三〇	〃	〃	〃
〃	検出せず	五	〃	〃	〃
〃	検出せず	五・二	〃	〃	〃
〃	検出せず	八	〃	〃	〃
〃	検出せず	二・二	〃	〃	〃
〃	検出せず	五・四	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年二月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東洋鋼板株式会社

住 所 東京都品川区東五反田二丁目一八番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 東洋鋼板株式会社下松事業所

所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の一

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十一号の鉄

鋼業の用に供する焼入れ施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設

及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目																汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		
	還元処理施設		中和・凝集沈殿・ 生物処理施設		アルカリ処理施設		加圧浮上処理施設		処理前		処理後		処理前		処理後				
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後			
五	六	〃	〃	〃	三	〃	七・五	〃	〃	〃	一・一・五	〃	一・一・三	〃	〃	〃	一・一・六	通	水素イオン濃度 (水素指数)
	一〇・五	〃	〃	〃	三・八	〃	八・五	〃	〃	〃	一・二	〃	一・〇	〃	〃	〃	一・二・五	最	大
	一九	〃	〃	〃	一三	〃	四四	〃	〃	〃	〃	〃	一・二・五	〃	四〇	〃	八〇	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
	二八	〃	〃	〃	二〇	〃	五九	〃	〃	〃	〃	〃	一・六・九	〃	六一	〃	一一二	最	大
	一〇六	〃	二〇	〃	二二	〃	一〇	〃	〃	〃	五〇〇	〃	一・〇・〇〇	〃	一八	〃	二二五	通	浮遊物質質量 (mg/l)
	二〇六	〃	五一	〃	五六	〃	三〇	〃	〃	〃	一・〇・〇〇	〃	一・八〇〇	〃	三四	〃	三九八	最	大
	三九	〃	〃	〃	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三	〃	一七	〃	三八	最	大
	四・六	〃	〃	〃	六・三	八・五	三・七	一〇	四・四	一〇	四・四	一〇	四・四	〃	〃	〃	検出せず	通	窒素 (mg/l)
	六・九	九・九	九・八	九・九	九・八	一七	四・二	二〇	四・九	二〇	四・九	二〇	四・九	〃	〃	〃	検出せず	最	大
	四・四	四・八	五・三	四・八	五・三	八・五	二	一〇	二・三	一〇	二・三	一〇	二・三	検出せず	九・二	検出せず	九・二	通	燐 (mg/l)
	一〇・三	九・九	一〇・四	九・九	一〇・四	一七	二・三	二〇	二・七	二〇	二・七	二〇	二・七	検出せず	一一・二	検出せず	一一・二	最	大
	五五、九五四	三七、九二九	三七、一二九	三七、九二九	三七、一二九	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八七〇	〃	〃	〃	六、一一五	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	六六、五五七	四四、三九七	四三、四二七	四四、三九七	四三、四二七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、一〇〇	〃	〃	〃	七、六四〇	最	大

新南陽加入区

天ヶ浦、字柳ヶ浦を除く。）

周南市のうち大字下上、大字夜市、川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁目、大字富田、西千代田町、三笹町、渚町、道源町、椎木町、川手一丁目、川手二丁目、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村南町、古川町、清水一丁目、清水二丁目、花園町、桶川町、土井一丁目、土井二丁目、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、開成町、大神一丁目、大神二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、宮の前一丁目、宮の前二丁目、中央町、古市一丁目、古市二丁目、新堤町、竹島町、河内町、坂根町、浜田一丁目、日地町、小川屋町、富田一丁目、富田二丁目、平野一丁目、平野二丁目、丸山町、港町、温田一丁目、温田二丁目、臨海町、大字福川、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、福川南町、社地町、皿山町、新田一丁目、新田二丁目、西榎町、福川中市町、上迫町、新地町、本陣町、室尾一丁目、室尾二丁目、御姫町、若山一丁目、若山二丁目、中畷町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、かせ河原町、長田町、大字高瀬、大字埵、大字米光、大字夏切、大字馬神

〔徳山市加入区

岩国市のうち玖珂町、周東町、錦町、本郷町、美川町、美和町

区

周南市西部加入

周南市（櫛ヶ浜加入区及び周南市西部加入区の区域を除く。）

周南市のうち小川屋町、桶川町、御姫町、温田一丁目、温田二丁目、開成町、かせ河原町、上迫町、川崎一丁目、川崎二丁目、川崎三丁目、川手一丁目、川手二丁目、古泉一丁目、古泉二丁目、古泉三丁目、河内町、坂根町、皿山町、椎木町、清水一丁目、清水二丁目、社地町、新地町、新堤町、新田一丁目、新田二丁目、大神一丁目、大神

を

山口県告示第四十五号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年二月五日

一の表中

二丁目、大神三丁目、大神四丁目、大神五丁目、竹島町、中央町、土井一丁目、土井二丁目、道源町、富田一丁目、富田二丁目、長田町、中畷町、渚町、西千代田町、西榎町、野村一丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村南町、羽島一丁目、羽島二丁目、羽島三丁目、花園町、浜田一丁目、日地町、平野一丁目、平野二丁目、福川一丁目、福川二丁目、福川三丁目、福川中市町、福川南町、古市一丁目、古市二丁目、古川町、本陣町、政所一丁目、政所二丁目、政所三丁目、政所四丁目、丸山町、三笹町、港町、宮の前一丁目、宮の前二丁目、室尾一丁目、室尾二丁目、臨海町、若山一丁目、若山二丁目、大字馬神、大字大津島（字天ヶ浦、字馬島、字柳ヶ浦を除く。）、大字下上、大字埵、大字高瀬、大字富田、大字夏切、大字福川、大字戸田、大字夜市、大字湯野、大字米光」

山口県知事 村岡 嗣政

周南市新南陽総合支所	周南市古市一丁目四番一号	平成四、二五、二	を
周南市役所	周南市岐山通一丁目一	令和三、一、二九	に改め
周南市新南陽総合支所	古市一丁目四番一号	平成四、二五、二	に改め

山口県告示第四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七
条の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、令和三年度において県が発
注する業務（県庁舎等の清掃に係るものを除く。）の委託契約（地方公共団体の物品等
又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が
適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と
いう。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び調達す
る特定役務の種類等について、次のとおり定めた。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六十七條の四（政令第六十七條
の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加するこ
とができない者以外の者で業務の委託の特Aの等級に格付される資格を有するものと
する。

二 調達する特定役務の種類

調達する特定役務の種類は、自動車税種別割納税通知書等作成業務、漁業取締船き
らかぜの定期検査業務、周南流域下水道浄化センター脱汚泥の運搬及び処分業務、
山口県立学校ICT支援員派遣業務並びに警察用ヘリコプターの整備及び耐空証明検
査業務とする。

三 その他

（一）競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品
等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係
る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の
時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）に定めるところに
よる。ただし、当該告示に基づき格付された者については、競争入札参加資格の審
査の申請を行う必要はない。

（二）競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一
九三三二―二九六〇）のホームページ（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/235200/shinsei/shinsei_r1.html）において公開するほか、山口県総務部管財課、山
口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、
周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祿農林水
産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。

山口県告示第四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七
条の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、令和三年度において県が発
注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約（地方公共団体の物
品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規
定が適用されるものに限る。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入
札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び
調達する物品等の種類等について、次のとおり定めた。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

競争入札に参加することができる者は、政令第六十七條の四（政令第六十七條
の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札に参加するこ
とができない者以外の者で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れに
係る競争入札参加資格を有するものとする。

二 調達する物品等の種類

調達する物品等の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

契約の種類	調達する物品等の種類
物品等の買入れ及び借入れ	ヘリコプター救助用ホイスト装置 高速液体クロマトグラフ質量分析装置 置 土木事業管理システム用機器 県立学校コンピュータ教室用機器 図書館ネットワークシステム ガソリン 交通信号灯器 警察情報ネッ トワーク端末装置 交通事故情報管理システム 運転免許証両面プリン トシステム 警察情報通信ネットワークシステム

三 その他

（一）競争入札参加資格の審査の申請の時期及び方法等については、県が発注する物品
等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係
る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の
時期及び方法等に関する告示（令和元年山口県告示第六十二号）に定めるところに
よる。ただし、当該告示に基づき競争入札参加資格を有する者については、競争入
札参加資格の審査の申請を行う必要はない。

(二) 競争入札参加資格に関する文書は、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三―九三三―二九六〇）のホームページ（https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a25200/shinsei/shinsei_r1.html）において公開するほか、山口県総務部管財課、山口県会計管理局会計課、山口県会計管理局物品管理課、岩国県民局、柳井県民局、周南県民局、山口県民局、宇部県民局、下関県民局、萩県民局、山口県美祢農林水産事務所、防府土木建築事務所及び長門土木建築事務所において配布する。



(二八) 甲種漁港施設に係る指定管理者の指定

山口県漁港管理条例（昭和三十五年山口県条例第四十七号。以下「条例」という。）第十五条第一項の規定により、甲種漁港施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

徳山漁港	浮棧橋A、浮棧橋B、浮棧橋C、駐車場、照明施設、植栽、休憩所及び便所	甲種漁港施設の名称	甲種漁港施設の場所
			周南市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

山口県漁業協同組合 下関市大和町一丁目一六番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第十二条の二第一項の許可をすること。
- (二) 条例第十二条の二第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。
- (三) 条例第十二条の二第四項の規定による協議を受けること。
- (四) 条例第十四条第一項の規定により、条例第十二条の二第二項の許可を取り消し、又はその条件を変更すること。
- (五) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

一 指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設の名称及び場所

見島漁港	宇津可動橋、本村可動橋、宇津スポーツ広場、宇津人工海浜及び宇津多目的広場	甲種漁港施設の名称	甲種漁港施設の場所
			萩市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

萩市 萩市大字江向五一〇番地

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

- (一) 条例第十一条の規定による届出を受理すること。
- (二) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

令和三年四月一日から令和八年三月三十一日までの間

(二九) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、光市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量及び数値地形図データ作成）

二 作業の地域

光市虹ヶ丘二丁目及び虹ヶ浜三丁目

三 作業の期間

令和三年二月二日から同年五月三十一日まで

(三〇) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知があ

りました。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
公共測量（臨港道路台帳図データ作成）
- 二 作業の地域
下関市あるかぼーと、竹崎町四丁目及び彦島福浦町一丁目
- 三 作業の期間
令和二年七月三日から同年十二月二十八日まで

(三二) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画道路三・五・二百二十六豊井恋ヶ浜線
周南都市計画道路三・五・二百二十七中豊井通線
周南都市計画道路七・七・二百一下豊井線
周南都市計画道路八・七・二百一駅北一号線
周南都市計画道路八・七・二百二駅北二号線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(三三) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画公園二・二・二百八中豊井街区公園
周南都市計画公園二・二・二百十四百田街区公園
周南都市計画公園二・二・二百三十九大田街区公園
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(三四) 周南都市計画土地画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画土地画整理事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画土地画整理事業下松市豊井土地画整理事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(三五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和三年山口県告示第四十六号)に基づき資格審査において、産業廃棄物(収集・運搬)及び産業廃棄物(処分)について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十四條第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可(汚泥に係るものに限る。)及び同条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可(汚泥の中間処理で堆肥化が可能な処理方法に係るものに限る。)を受けている者であること。

(五) 令和三年二月五日から同年三月二十四日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課調整班

入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部都市計画課流域下水道班(光市大字浅江字懸山九二九番一二五)において交付する。

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県土木建築部都市計画課調整班

山口県土木建築部都市計画課調整班

山口県土木建築部都市計画課調整班

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、一トン当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県土木建築部都市計画課調整班

(三) 受領期限

令和三年三月二十三日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年三月二十四日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札室

(二) 日時 令和三年三月二十四日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四條の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七條の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和三年二月十九日午後五時十五分までに山口県土木建築部都市計画課調整班に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和三年三月五日までに発送する。

- 1 入札参加資格確認申請書
- 2 産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可証の写し

(五) 契約保証金
免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三―三九一五)に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県土木建築部都市計画課調整班(電話〇八三一九三三―三七二〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be required: Transportation and processing of dehydrated sludge from the Shunan Water Treatment Center

(3) Term of the contract: From April 1, 2021 to March 31, 2022

(4) Place of the performance of the service: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Urban Planning Division, Public Works & Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3720)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. March 23, 2021 (If brought in person: 2:00 P.M. March 24, 2021)



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月五日

山口県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「委任(二)の下に「第三十三条の二」を加える。

第六章中第三十四条の前に次の一条を加える。

(試験の実施の委任)

第三十三条の二 人事委員会は、第四条第九号から第十二号までに掲げる試験の実施の全部又は一部を警察本部長に委任することができる。

第三十四条に見出しとして「(選考の実施の委任)」を付する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年二月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称
ガンリン

(二) 物品等の予定数量

二百七十二キロリットル

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 納入期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間

(五) 納入場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和三年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査において、石油について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和三年二月五日から同年三月十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部会計課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

入札金額は、一リットル当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和三年三月十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年三月十九日午後四時)

九日午後四時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和三年三月十九日午後四時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年三月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三三〇一一〇)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Division in charge of contract : Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and planned quantity of the products to be purchased : Approximately 272 kiloliters of regular gasoline
- (3) Term of delivery : From April 1, 2021 to March 31, 2022
- (4) Delivery place : Place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender : 5:15 P.M. March 18, 2021 (If brought in person : 4:00 P.M. March 19, 2021)

令和三年二月五日印刷

発行人所

山口県知事庁